## 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく 国内実施計画の点検結果(案)

## 【本案に関する補足説明】

・ダイオキシンに関連する部分(第4章1.(1)~(7))は、平成24年6月1日から6月14日までパブリックコメントを実施したダイオキシン類対策特別措置法に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(改定案)を踏まえた記載であり、破線の下線(\_\_\_\_)で表示※この線は最終的には削除される。

※この線は最終的には削除される。 現行の国内実施計画の記載箇所				
現			<b>動所</b>	点検結果(素案)
	第3章			
節	大項目	小項目	ページ	
第POPs の の の の の の の の の の の の の の	1. 化 化 者 置		21-22	現行計画策定時の POPs 条約対象物質のうち意図的に製造されることのない PCDD 及び PCDF を除いた 10 物質については、化審法に基づき第一種特定化学物質に指定して、製造・輸入を事実上禁止しており、現行計画策定時以降に化審法に違反して意図的に製造・輸入された例はない。 一方、平成 18 年に HCB について、他の化学物質の製造時に非意図的に副生成することが明らかになったことから、厚生労働省、経済産業省及び環境省において HCB の副生に係る対応について検討し、平成 19 年に化審法の運用通知を改正し、第一種特定化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときれる場所に可能なレベルまで低減していると認められるときに、当該副生成物は第一種特定化学物質としては取り扱わない旨を定めた。以後、この通知に基づき、HCB などについて他の化学物質に副生成物として微量含まれることが判明した場合には、工業技術的・経済的に低減可能なレベルについて個別に定めるともに、さらなる低減を図ることを事業者に求めているところ。また、平成 24 年 2 月に、我が国で幅広い用途で用いられているある種の有機顔料中に PCB が副生成物として含まれることが新たに判明したため、緊急的かつ暫定的な措置としてPCB の含有割合が 50ppm を超える有機顔料について含まれることが新たに判明したため、緊急的かつ暫定的な措置としてPCB の含有割合が 50ppm を超える有機顔料について検討しているところ。なお、現行計画策定時の POPs 条約対象物質とは直接関係ないが、平成 21 年に化審法を改正した際に、POPs 条約との整合性を確保するため、他に代替がなく、人健康等にかかる被害を生ずるおそれがない用途に限り、厳格な管理の下で、当該化学物質を使用できるよう関連規定を改正している。
	2. 農薬取締法による措置	_	22	現行計画に示した $9$ 物質 (DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、マイレックス、トキサフェン、HCB) に加え、新規 POPs として新たに指定された POPs 条約対象物質のうち、農薬用途に関連する $5$ 物質 (リンデン、クロルデコン、ペンタクロロベンゼン、 $\alpha$ -ヘキサシクロヘキサン、 $\beta$ -ヘキサシクロヘキサン)及び、 $2012$ 年 $10$ 月発効となるエンドスルファンを農薬取締法の規制対象とし、これらを含む農薬の販売及び使用を禁止している。
	3. 薬事法による措置	_	22	現在、新たに追加された物質も含め、POPs条約により製造等が認められていない物質を含有する医薬品等は承認されていない。
	4.外国為替 及び外国貿 易法による 措置	_	23	従前どおり規制している。

現行の国内実施計画の記載箇所				点検結果(素案)
現行の国内美施計画の記載固所 第3章			의 <b>7</b> 기	点 按 和 木 (赤木)
第4節 非意図的生 成物の排出 削減のため の行動計画	1. ダイオキ シン類	(1)我が国 における排 出量及び将 来予測	23-24	1997年よりダイオキシン類の排出量の推計を開始しており、 最新 (2010年)まで継続的に推計を実施。(第3章第4節1.(1) 表参照) 2011年以降も、2010年の推計排出量と同程度以下 の排出量となるよう、対策を的確に実施する。
		(2)排出の 管理に関連 する法令及 び政策の有 効性の評価		1997年より廃棄物処理法、大気汚染防止法で一部施設に係る規制を開始。2000年よりダイオキシン類対策特別措置法により、規制対象施設の範囲を広げ、排出規制等を実施。 2010年のダイオキシン類の排出量は、1997年に比し大幅に削減されており(約98%減)、政策は有効に機能しているものと評価される。
		(3)排出の 総量の削減 を推進する ための戦略	29-34	「我が国の事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(ダイオキシン類削減計画)は第2次計画が2010年に目標年を迎え、削減目標の達成が確認された。
		(4)教育及 び研修並び に啓発を促 進する措置	34	循環型社会形成推進法に基づき、ダイオキシン類の発生原因となる廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等に関する幅広い環境教育・環境学習を総合的に推進。また、環境保全活動・環境教育推進法に基づき、情報の提供、人材の育成、教育プログラムの体系化等を推進。平成11年より地方公共団体等の公的検査機関の技術者に対する研修を計画的に推進。一般向けにダイオキシン類について分かりやすく解説した関係省庁共通のパンフレットを定期的に作成、配布。循環型社会形成に向けてその現状や課題を総合的に明らかにした年次報告の作成等を実施。
		(5)国際貢献	35	開発途上国や移行経済国の要請に応じ、これらの国々に対する研修や技術協力等を通し、これまで我が国のダイオキシン類対策等に係る経験や知見等を移転することに努め、知見の普及等に一定の成果を上げた。
		(6)行動計 画の評価及 び見直し	35	前回行動計画策定の5年後の見直しとして、現在、第一回目 の見直し作業を実施中。
		(7)行動計 画の実施ス ケジュール	35	前回行動計画の目標年の2010年の環境状況に鑑み、今後も、 現行の対策を的確に推進。
	ロロベンゼ ン	(1)我が国 における排 出量		2002年より HCB の排出量の推計を開始しており、最新(2009年)の推計値を掲載した。(第3章第4節2.(1)表参照)
	(НСВ)	(2)排出量の削減のための措置等	36	①実稼働施設における実測調査で、非意図的副生成物としての HCB・PCB は、おおむねダイオキシン類と同じような熱燃焼プロセスから発生していることを確認した¹。また、HCB は冶金工業における熱工程や廃棄物焼却炉からの排出量が相対的に多く、PCB はセメント焼成炉や冶金工業における熱工程からの排出量が相対的に多いと推計された。②排出量の削減については、2002 年から 2009 年にかけて、HCB 排出量は約 40%削減した²。 ③発生源に関する継続的な調査の実施については、毎年計画的に排出実態調査を行った³。また、自動車およびバイオマス燃

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 平成16年度非意図的生成のPOPs排出抑制対策調査業務報告書「3.3 HCB等の排出実態に関する考察」など

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 平成22年度非意図的生成のPOPs排出抑制対策調査業務報告書「表2-9,10 平成14年~平成21年までの 排出係数・活動量・排出量の一覧」

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 平成22年度非意図的生成のPOPs排出抑制対策調査業務報告書「表2-3 平成13年~平成22年度のHCB 等排出実態調査で得られた測定データ数の総括表」

現行	テの国内実施	計画の記載包		点検結果(素案)
第3章				
				料燃焼施設のうち木質バイオマス燃焼施設・バイオマスメタン燃焼施設からの HCB・PCB 排出量について、新たに調査を行った。その結果、これらの発生源からの HCB・PCB 排出量が全排出量の 1%未満であり、相対的に少ないと推計された <sup>4</sup> 。 ④2002 年以降の各年の排出量を推計した。排出量の多い発生源は、追加的な排出抑制対策の必要があると考え、実施設調査を行ってダイオキシン類対策による排出削減効果の検証を行った <sup>5</sup> 。 業界団体の協力を得て、追加的な HCB・PCB 削減対策の検討を行った <sup>6</sup> 。 HCB・PCB の効果的な低減事例についての事例集を作成中である。 ⑤その他、専門家会議を設置し、実施設調査結果について検証していただくとともに、事業者に対して、自主的な排出削減対策に関するご助言をいただいた。また、国際的に情報が少ない HCB・PCB・PeCB の排出係数や排出インベントリーに関する我が国の知見を、定期的に国際
	3.ポリ塩化 ビフェニル (PCB)	における排 出量		学会で報告し、国際貢献に努めた。 2002年より PCB の排出量の推計を開始しており、最新(2009年)の推計値を掲載した。(第3章第4節3.(1)表参照)
		(2)排出量の削減のための措置等	36-37	①4節2.(2)の点検箇所①③④⑤の点検結果と同様 ②排出量の削減ついては、2002年から2009年にかけて、第3 部発生源からのPCB排出量は約30%削減し、第2部発生源の うち、セメント焼成炉、亜鉛の二次製造、廃棄物焼却炉からの PCB排出量は増加したと推計された <sup>2</sup> 。 ③水への排出については、水質汚濁防止法により従前どおり規 制している。
第5節 ポリ塩化ビ フェニルの 廃絶のため の取組	1. 使用の禁止	_	37	1972 年からの行政指導による使用自粛要請や、1973 年からの化審法に基づく PCBの製造と使用、PCB 及び PCB 使用製品の輸入の事実上の禁止、1976 年からの「電気事業法」(1964年(昭和39年)法律第170号)に基づく PCBを含有する絶縁油を使用している電気機械器具の電路への新たな施設の禁止等により、新たな PCB 含有機器等の使用は禁止されています。(行政指導、制度の制定・施行は実施済、制度運用中)現在も使用を継続している PCB 含有機器等は、大半が変圧器、電力用コンデンサ等であり、当該機器の使用状況の把握、保守点検の実施等)により、適正な維持・管理に努めます。(制度の制定・施行は実施済、運用中)
	2. 廃絶	(1) <del>*</del> = 1	37-39	拠点的広域処理施設の整備について、従来高圧トランス等を 当面の処理の対象物の中心としていたが、汚染物等の処理体制 の進捗を踏まえ、高圧トランス等及び汚染物等を処理の対象物 の中心とし、拠点的広域処理施設の整備を進めているところ。
		(1)高圧トランス	39	2016年を期限とする処理計画どおり進行中である。 (第3章第5節2.(1)表参照)
		(2)廃ポリ 塩化ビフェ ニル(廃 P CB)等	39-40	2016年を期限とする処理計画どおり進行中である。 (第3章第5節2.(2)表参照)

\_

 $<sup>^4</sup>$  平成18年度・平成19年度非意図的生成のPOPs排出抑制対策調査業務報告書

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 平成21年度・平成22年度非意図的生成のPOPs排出抑制対策調査業務報告書

 $<sup>^6</sup>$  平成16年度~平成20年度非意図的生成のPOPs排出抑制対策調査業務報告書

現行の国内実施計画の記載箇所 第3章				点検結果(素案)
		(3)柱上ト ランス	40	2016 年を期限とする処理計画どおり進行中である。 (第3章第5節 2.(3)表参照)
		_		微量 PCB 汚染廃電気機器等については、中央環境審議会微量 PCB 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会報告(平成21年3月)を踏まえ、関連告示が改正され、平成21年度から無害化処理認定制度を活用した処理体制の整備が図られることとなった。
第6節 在東物を廃棄するかためで 戦略正 で処理のに 遊び処 取れ	1. 埋設農薬	(1) 特定 (存在量の 把握等)及 び適正管理	40-41	2011年に埋設農薬の管理状況等調査を実施した。その結果、全国に埋設された農薬の総数量約4,400トンうち、約4,000トンの埋設農薬については、2011年2月までに「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき、無害化処理されている。残りの約400トンの埋設農薬については、「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」(環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室)に基づき環境調査を実施し、周辺環境が汚染されないように管理
		(2) 処理	42	している。
	2. 廃クロル デン類等	(1) 特定 (存在量の 把握)	42-43	2011 年度に実施した調査では、廃クロルデン製剤の量が減少したことが判明した。 在庫量(平成24年1月現在)
		(2) 処理	43	クロルデン製剤 約25トン (クロルデン換算 約2トン) 廃クロルデン類の処理については、事業者により実証実験が 行われ、確認された処理方法により適正に処理を完了した。
	3. ダイオキ シン類に汚 染された廃 棄物	(存在量の	43-44	ダイオキシン類の移動及び埋立の量に関しては、2001 年度分から化学物質排出把握管理促進法による集計により把握しています。 平成13年度から平成21年度『PRTRデータの概要 一化学物質の排出量・移動量の集計結果—』は次の通り。
		(2)処理	44-45	7,000 6,000 4,000 3,000 2,000 1,000 0 nga <sup>2</sup> nga <sup></sup>
				廃棄物処理法に則り、従前どおり規制している。
	4. ダイオキ シン類を含 有する農薬	(1)回収及 び適正管理 (2) 処理	45	「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」の策定 (平成16年10月)以降、有害廃棄物の国境を越える移動及び その処分の規制に関するバーゼル条約の締約国会合における 「POPs廃棄物の環境上適正な管理に関する総合技術ガイ ドライン」の採択、また、国内における「埋設農薬調査・掘削 等マニュアル」(環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管
			-	理室)の策定といった情勢の変化や新たな知見の蓄積、実際の 運用に際しての課題等に対応するため、平成 21 年 8 月に技術 的留意事項の改訂を行った。

現行の国内実施計画の記載箇所				点検結果(素案)
第3章				
第7節 汚染された 場所を特定 するための 戦略	1. ダイオキ シン類	(1)土壤汚 染対策	45-47	ダイオキシン類土壌汚染対策地域に関しては、2011年3月現在までに、5地域が指定されているが、そのうち3地域については、既に指定解除されており、残りの2地域についても必要な措置は実施されている。
<b>予</b> 义中口	2. ポリ塩化			「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」を、2003年3月に策定後、2003年12月及び2008年4月に改訂した。 土壌汚染対策法において、PCBは特定有害物質の1つとして
	ビフェニル (PCB)	(2)底質汚	48	定められており、当該物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された場合及び土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合等に調査を行うこととしている。 2004年で汚染された底質の除去は終了した。その後、暫定除
	3. その他	染対策	48-49	去基準値を超える底質は確認されていない。 廃棄物処理法及びダイオキシン法などに則り、従前どおり適 切な管理を行っている。
第8節 POPs 条約 附属書掲載 物質以外の POPs への 対応			49	化審法に基づき新規化学物質の事前審査を行った結果、第一種特定化学物質に追加すべき物質はありませんでした。また、既存化学物質の安全性点検を行った結果、2007年に2-(2H-1,1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールを第一種特定化学物質に追加し、製造、輸入の許可制(事実上禁止)、使用の制限及び届出制(事実上禁止)等の規制措置を講じています。 農薬については、現在、27物質を有効成分とする農薬について販売及び使用を禁止しており、その中には、POPs条約対象14物質及び2012年10月に発効となるエンドスルファンを含むものが含まれている。 医薬品についても、薬事法則り従前どおり規制している。
第9節 POPs の環 境監視のた めの取組	_	_	49-50	環境省では、POPsを対象とした環境モニタリング調査を継続的に実施しているが、新規 POPs が条約で指定されたのを受け、モニタリング対象物質を増やした。今後も、新たに POPsとして指定される物質を調査対象として適宜、追加し、モニタリング調査を実施する予定である。また、2010年度からは、ヒト生体試料(血液)に対するモニタリング調査を開始した。
		(1)ダイオ キシン類以 外の 10 物 質群	50	新規 POPs をモニタリング調査対象物質として追加するとともに、調査媒体・地点については、年度により地点数、対象生物種等が異なるため最新の結果として 2010 年度調査実績を掲載とした。また、ヒト生体試料(血液)についても追記した。
		(2)ダイオ キシン類	50	調査媒体・地点については、年度により地点数が異なるため 現在の結果として 2010 年度調査実績を掲載とした。また、地 下水質も項目として追加した。